

岸和田市  
子育て世帯訪問支援事業業務  
委託事業者募集要項

令和7年12月

岸和田市  
子ども家庭応援部子ども家庭課

## 1 募集の趣旨

岸和田市において、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦やヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴とともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として、岸和田市子育て世帯訪問支援事業事業(以下、「本事業」という。)を実施します。

つきましては、本事業を委託する事業者の募集を以下のとおり行います。

## 2 委託業務の概要

### (1) 委託業務名

岸和田市子育て世帯訪問支援事業委託業務(以下「本業務」という。)

### (2) 業務仕様

別紙「岸和田市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

### (3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで。

委託契約の締結は単年度とします。

## 3 事業者の応募資格

### (1) 本事業を委託する事業者は、次のア～エをすべて満たすものとします。

ア 仕様書に定める訪問支援員を派遣できる事業者で国内に事業所を有するもの  
イ 以下のいずれかを満たす者

(ア)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第36条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第34条の7の規定に基づき居宅介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている者

(イ)事業の安定した運営及び適切な子育て支援事業実施が確保できると認められる法人等

(ウ)本市または他の自治体において、本事業や類似する事業(訪問型の家事支援事業など)を実施した実績がある法人等

ウ 次の(ア)～(ケ)のいずれにも該当しない事業者

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号又は同条第2項各号のいずれかに該当する者

(イ) 本市の競争入札における指名停止措置を受けている者

(ウ) 本市内外の市税等を滞納している者

(エ) 定款または規約若しくは会則がない、責任者が明確でない、適正な会計を行っていないなど、本市が委託契約を締結する事業者として適正ではない者

- (オ) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体
- (カ) 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第3条に規定する公職をいう)の候補者(当該候補者になろうとするものを含む)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対をすることを目的とした団体
- (キ) 暴力団(岸和田市暴力団排除条例(平成 25 年岸和田市条例第 35 号)第2条第1項第1号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条例第2条第1項第2号に規定する暴力団員をいう。)若しくは暴力団密接関係者(同条例第2条第1項第3号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。)のいずれかに該当する者
- (ク) 利用者の居宅で営利を目的とした活動を行う者
- (2) 本市との契約締結後、委託事業者が(1)ア及びイのいずれにも該当しなくなった場合は、委託契約期間中であっても、本市は当該委託事業者との契約を取り消すことができるものとします。

#### 4 応募と契約

本業務を実施するにあたり、岸和田市子育て世帯訪問支援事業委託事業者の応募を行う。本市との委託契約を希望する事業者は、本市が定める書類を提出すること。本市は提出された書類の内容確認及び面談の実施により、本業務の遂行に問題ない事業者であるかを判断する。本市が委託可能と判断した事業者について委託契約を締結する。

#### 5 応募スケジュール

項目	日程
募集要項の配布・募集開始	令和7年 12 月 12 日(金)
応募書類提出期限	令和7年 12 月 26 日(金)午後1時まで
契約事務	令和8年1月下旬に契約締結予定

#### 6 応募方法及び応募書類

##### (1) 応募方法

令和7年 12 月 26 日(金)午後1時までに、要項に記載の連絡先及び応募書類提出先に事前連絡し、来所日時を調整の上、応募書類を直接持参してください。電話、FAX、電子メール等による応募書類の受付は行いません。受付時間は、受付期間中の月曜日から金曜日の午前9時から正午、午後1時から午後4時(26 日は午後1時)まで。なお、書類提出時に 30 分程度の面談を実施し、資格要件や書類の記載内容等の確認を行いますので、応募や契約に関するご担当者様にお越しいただくようお願いします。

##### (2) 応募書類

次のアからカの各書類について、その記載順に整理した上で1部を提出してください。

ア 応募申請書(応募様式1号)

イ 誓約書(応募様式2号)

ウ 事業実施体制確約書(応募様式3号)

エ 事業所情報報告書(応募様式4号)【※1】

【※1】応募事業者単位ではなく、実際に派遣拠点となる事業所ごとに作成。

(例:事業所3カ所で実施する場合は、様式4は3枚必要。)

オ 以下のいずれかの書類【※2】

(ア) 居宅介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定がわかる書類の写し  
【※2】上記エと同様、事業所ごとに必要。

(イ) 事業の安定した運営及び適切な子育て支援事業実施が確保できると認めうる法人等の概要(法人等のパンフレット等を代用することも可)及び活動実績報告書(任意様式)

カ 定款及び登記事項証明書

(法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類)

(3) 募集に関する問い合わせ等

今回の募集についてのご質問がありましたら、応募書類の提出期限までに、本要項10に記載の連絡先及び応募書類提出先に連絡してください。

## 7 応募の辞退について

応募書類を提出後、応募事業者の事情で辞退する場合は、その理由を添えて「応募辞退届」(応募様式5号)を速やかに提出してください。

## 8 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とし、事業者登録は行いません。また、事業者登録後であっても、次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は事業者登録を取り消すことがあります。

- (1) 3の応募資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く。)
- (3) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 本業務を履行することが困難と認められる場合
- (6) 応募に際して不正行為があった場合

## 9 その他

- (1) 提出された応募書類は、一切返却しません。
- (2) 応募書類の作成等の応募に要する費用は、全て応募事業者の負担とします。また、応募に係る経費及び準備に要した費用等の損害賠償には、一切応じません。
- (3) 今回の募集は、委託事業者の募集であり、必ずしも本業務の委託を約束するものではありません。

(4) 応募された事業者については、本事業に関するリーフレット等の広報媒体などに事業者名を記載することがあります。

#### 10 連絡先及び応募書類提出先

〒596-0045

岸和田市別所町3丁目 12番1号  
岸和田市立保健センター内1階  
子ども家庭応援部 子ども家庭課  
(こども家庭すこやかセンター)

担当者:道林・小糸  
どうりん こいの

TEL:072-423-8812(直通) FAX:072-423-3220